

宇治市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成29年7月24日

宇治市監査委員
小山茂樹
森真二
水谷修

- 1 監査の結果を公表した日
平成 29 年 2 月 28 日（宇治市監査委員公表第 3 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 教育部 生涯学習課
監査期間 平成28年12月5日 ~ 平成29年1月25日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	総合野外活動センターの使用料収入状況について、使用料の徴収時期等、関係例規及び委託契約書の定めと異なる処理が見受けられた。 また、使用料の減免に係る事務手続に不備が見受けられた。	使用料の徴収時期については、使用料の徴収事務委託契約書の文言を変更し、平成29年度の委託契約時に改善を図ります。 また、使用料の減免については、平成29年度に適正な事務手続に向けて改善を図ります。
2	中学校施設使用料収入状況について、使用許可申請書の受付が条例等に定める期間より前であるもの及び使用料が前納されていないものが見受けられた。	学校体育施設の使用手続きにつきましては、本事業の委託先である各開放校の運営委員会及び学校施設の使用許可権者である学校長に対して、指摘事項の明示と適正な事務処理について、文書により通知を行い改善が図られるよう要請を行いました。

3	委託料支出状況について、規則に基づく処理のされていないものが見受けられた。	学校体育施設の使用に関し登録団体の構成員数が10人に満たない団体があることにつきましては、本事業の委託先である各開放校の運営委員会に対して、改善が図られるよう通知いたしました。
---	---------------------------------------	--

監査対象 教育委員会 生涯学習センター
監査期間 平成28年12月5日 ~ 平成29年1月25日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1 生涯学習センター使用料収入状況について、使用者が入場料等を徴収する場合及び営業の宣伝等の目的をもって使用する場合の使用料加算の算定根拠等について、一部に疑義が見受けられた。	指摘のあった内容について調査したところ、冷暖房加算についても倍額とすると誤って解釈し、徴収していたため、対象者に対して連絡し、経過報告と謝罪を行うとともに還付申請について案内しました。また、還付申請の受付をしたものについて、過徴収金の還付はすべて完了しました。

監査対象 教育委員会 歴史資料館
監査期間 平成28年12月5日～平成29年1月25日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	歴史資料館使用料収入状況について、調定の遅れが見受けられた。	収納金の納入後は速やかに調定の手続きを行うこととしました。以後、適正に処理するよう、課内で徹底しました。
2	冊子等売却収入状況について、調定の遅れが見受けられた。	収納金の納入後は速やかに調定の手続きを行うこととしました。以後、適正に処理するよう、課内で徹底しました。

監査対象 教育委員会 西宇治図書館
監査期間 平成28年12月5日～平成29年1月25日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	図書弁償金収入状況について、調定の遅れが見受けられた。	収納金の納入後は速やかに調定の手続きを行うこととする。また、職員間の相互理解を図るだけでなく、人事異動等に際しても引き継ぎの徹底を行うこととする。
2	図書館資料提供費支出状況について、支出負担行為の遅れが見受けられた。	指摘のあった件を含め、以後、支出にあたっては支出負担行為の遅れが生じないよう宇治市財務規則に則った適正な処理を行うこととする。また、職員間の相互理解を図るだけでなく、人事異動等に際しても引き継ぎの徹底を行うこととする。